



法務史料展示室だより 第四号

時をたずねて

季刊 二〇〇五年一月

「史料は語る」第四回

司法職務定制

④

「司法職務定制」が、司法省による裁判権の二元的な掌握を企図していたことは、これまでに述べてきたとおりです。しかしそれは、諸般の理由により早期実現とはなりません。そうした実状を踏まえた上で、今回は、「定制」によって創設された府県裁判所や、裁判所が設けられず依然裁判実務を担っていた各府県における、主に刑事裁判について、それぞれの担当者たちの取り組みの姿勢を、垣間見てみたいと思います。

さて、当時は、明治維新後最初の統一刑法典である「新律綱領」が現行法でしたが、同法は、必ずしも整備完成されたものとはいえず、度重なる改正・追加の下にありました。

それがために、裁判担当者たちは、判決を下す

に当たり最新の法条を入手し司法省の意向に沿った事件処理をすることに努めました。しかし現実には、通信連絡手段の未発達ともあい俟って、多くの困難を伴ったようです(処断に際し適用条文を誤ったりすると、担当者自身が誤判の罪に問われ処罰されることもありました)。

そして、こうした状況の下で、「伺・指令裁判体制」とも呼ばれるシステムが形成されてゆきます。これは、具体的な事件の処理に当たり、条文の解釈に疑義がある場合や、適当な条文が存在しない場合などに、裁判担当者が司法省に対して「伺」を提起し、司法省から「指令」

を受けることによって、条文解釈や適用条文を確認するというものでした。「大津事件」の際の大審院長として著名な児島惟謙も、若き日に赴任した大坂裁判所の裁判官として多くの「伺」を提起しています(その一部は、法務史料展示室のパネルで紹介されています)。その中には立法意見書というべきものも存在し、裁判実務に携わる彼の意気込みを感じることができます。

右の児島の例からもうかがわれるように、府県裁判所や各府県の刑事裁判担当者が、誤判を避け法条に則した事件処理を目指し専心したことは、所属を問わず、彼らに共通した姿勢であったと思料されます。更にこのことは、現代に残された明治初期の裁判関係史料が雄弁に物語っています。

人～第四回『江藤新平』④

明治7年に起こった「佐賀の乱」において、既に前年下野していた江藤新平は、首謀者の一人として政府軍と戦い、敗れて捕らえられた上、処刑されます。

その際、江藤は佐賀裁判所の判決により、梟首(斬罪の上、首を晒すこと)という極刑を科されるのですが、江藤の定めた「司法職務定制」第58条によれば、梟首を含む死罪の判決を佐賀裁判所が単独で出すことはできず、司法省に伺い出なくてはならないはずでした。ところがこの裁判は、「佐賀の乱」鎮圧に関する全権を委任されていた大久保利通らの了解を得ながら、わずか2日間の審理しか行われず、その4日後には判決が申し渡されました。そこには、江藤らの処置について司法省に伺いが呈された形跡はありません。

司法制度の確立に身命を賭した江藤にとって、自らの手で築き上げた裁判制度を無視して下されたこの判決は、無念極まるものであったでしょう。

なお、この裁判を主導したとされる大久保は、江藤の政敵といわれますが、この判決が大久保による「私刑」(毛利敏彦『江藤新平』(平成9年増訂版)209頁)とも評されるように、「佐賀の乱」をめぐる裁判は、両者の確執の終結点ともいえるのではないのでしょうか。

「歴史を歩く」第四回 浅野内匠頭上屋敷跡

東京メトロ日比谷線の築地駅で降り、築地三丁目目の交差点を南東に進み、聖路加看護大学に向う手前に「浅野内匠頭邸跡」の碑が立っています。ここが、松之廊下の刃傷事件と赤穂四十七士の討ち入りで有名な、赤穂藩主浅野内匠頭長矩の上屋敷があった所です。

元禄十四年(一七〇二)三月十四日、年頭の挨拶に京から勅使が下向する儀式の最終日、勅使接待役の浅野内

匠頭は、江戸城松の廊下で、儀礼指南役であった吉良上野介義央を突然切りつけました。上野介は額と背中に傷を負いましたが、生命に別状はありませんでした。

一方、内匠頭は、愛宕下にあった、関藩主田村右京大夫建頭の上屋敷(港区新橋四丁目)に預けられることとなり、内匠頭がこのような行動をとった理由は

はつきりとしませんが、その場に居合わせ内匠頭を組み止めた大奥留守番役梶川与惣兵衛頼照の日記には、内匠頭が「この間の遺恨覚えたるか」と叫んで切り

かかったと記されています。また、取調べを担当した目付多門伝八郎重共の記録にも、遺恨があったことを示す記述があることから、勅使下向の儀式に際して、接待役

の内匠頭と指導にあたる上野介の間に、何らかのトラブルがあり、それを恨んだ内匠頭が事件を起こしたと考

えるのが妥当でしょう。しかし、十分な審議を経ないままに幕府が下した裁定は、原因は内匠頭の突然の乱心にあるとし、内匠頭は殿中での刃傷によりその日のうちに切腹、刀に手をかけず手向かいしなかった上野介

はおとがめなしというものでした。そして、赤穂浅野氏は城地没収・御家断絶とされたのです。

翌十五年十二月十四日夜、浪人となった藩士のうち、元筆頭家老大石内蔵助良雄に率いられた四十七名が、主君内匠頭の汚名を晴らすため、本所松阪町の吉良邸(墨田区両国三丁目)を襲撃し、上野介を殺害しま

した。翌朝、上野介の首級を掲げた一行は、徒歩で内匠頭の眠る泉岳寺(港区高輪二丁目)を目指しました。

四十七士の一人富森助右衛門正因の記録などによれば、一行は、吉良邸近くの両国橋を西へ渡らず、下流の永代橋を渡り、かつて内匠頭上屋敷のあった前を通過

して、泉岳寺へ向かったものと考えられます。登城する大名・旗本とかかわらないようにという配慮があったのでしょうか、かつての上屋敷に敬意を払い、成果を報告

するという気持ちがあったものとも想像されます。忠義を尽くした四十七士は賞賛され、歌舞伎『仮

名手本忠臣蔵』を始めとして、多くの文学・芝居の題材となりました。事件から三百年以上が経過した現在も、その人気は衰えて

いませんが、内匠頭上屋敷跡にはひっそりと石碑が立つのみです。



▲浅野内匠頭邸跡碑



▲築地周辺地図

歴史の中の法律語(第四回)「刑部省」

古代律令官制の中に設けられた八つの省の一つで、主に裁判を担当した役所を、刑部省と言いました。その成立の原点は、大化改新直後の孝徳天皇から天智天皇のころと考えられ、大宝令以前は刑官と称されていました。刑部省の職掌として、裁判以外に、諸官司から提出される裁判運営上の質問に対する回答や、行刑を担当する囚獄司の監督などの司法行政事務全般がありました。当時の役所では、一般的に、「かみ・すけ・じょう・さかん」と呼ばれる四段階の幹部職員(四等官)がおりましたが、刑部省のみの特徴として、この四等官のほかに、専門職ともいうべき解部・判事が置かれていました。解部の職掌は、裁判において事実を認定することであり、判事は解部が認定した事実を再確認し、それに法を適用する業務を担当していました。

明治二年七月、職員令制定により、明治新政府は再び刑部省の名称を使用することとし、現在の大臣にあたる卿のほか、判事・解部など律令時代と同名の職が設置されました。同省は、明治四年七月、司法省の設置によって廃止されるまで、刑事裁判・警察などを担当する役所として機能しました。

現在、刑部の名は中央官庁に残っていますが、その職務の多くは、司法省を経て、現在の法務省に受け継がれています。

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードなどをこの「法務史料展示室だより」でご紹介しております。